

群馬司法書士会訴訟最高裁 判決の分析と検討

阪神大震災による被災市民等の法的救援に向けた司法書士の活動を支援するため、群馬司法書士会が兵庫県司法書士会に三〇〇〇万円を寄付したことが争われた事件が、最高裁で決着した。人道支援をめぐる重要な判決である。

山梨学院大学助教授
山田創一

1 法人と災害救援資金の寄付

法人が行う災害救援資金の寄付をめぐっては、法人の目的の範囲内といえるか否かをめぐって、従来、争われてきた。とりわけ、公益法人で強制加入団体である司法書士会の災害救援資金の寄付が問題となった群馬司法書士会訴訟は、下級審でその判断が分かれたこともあり、最高裁の判断が注目されていた。この度、群馬司法書士会の最高裁判決が出されたことにより、営利

法人、中間法人、公益法人における最高裁の判断が出そろったことになる。まず、災害救援資金の寄付を営利法人である会社が行う場合については、八幡製鉄政治献金訴訟の傍論で、最高裁は、会社の目的の範囲内としていた（最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁）。また、労働組合の水俣病患者救済のための寄付に關し、最高裁が、「一の社会的存在としての労働組合が右救済のような活動を行うことは、今日における組合の社会的役割に照らしてもとより是認されるべきであり、組合にとって決して無用のこと

ではないから、かかる救済資金を拠出することもまた、間接ではあつても、組合の目的遂行のために必要なもの」としていたことから（最判昭和五〇年一月一日判時七九八号一四頁）、災害救援資金の寄付を中間法人である労働組合が行う場合についても、目的の範囲内としていと解される。これに対し、公益法人である群馬司法書士会が、阪神大震災に被災した兵庫県司法書士会・司法書士の復興を支援するため、阪神大震災救援司法書士対策本部に「復興支援拠出金」三〇〇〇万円を拠出する旨、および、会員か

ら登記申請一件につき五〇円の復興支援特別負担金（復興支援証紙）を徴収する旨の決議をしたことに関し、司法書士会の目的の範囲内か否かが問題となった。一番は、災害救援資金の寄付を「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」とし、「司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送金することは、たとえそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであつても」、「司法書士会の目的の範囲外の行為」と判示したが（前橋地判平成八年一月二三日判時一六二五号八〇頁）、二審は、司法書士会が災害救援資金の寄付に「応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、権利能力の範囲内にある」とし、「会員の思想、信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、その程度は軽微であつて、思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」と判示して、会員の協力義務を肯定し（東京高判平成十一年三月一〇日判時一六七七号二二頁）、結論が一八〇度異なることとなった。そして、最高裁は、反対意見が付いたものの二審判決を支持して上告を棄却した（最判平成十四年四月二五日）。

群馬司法書士会訴訟については、一審判決を支持する見解も有力であり（例

えば、内田貴『民法I』二三八頁など）、学説上対立があったほか、二審において、民法学者の甲斐道太郎教授と憲法学者の浦部法穂教授の鑑定書が提出され、最高裁において、私と憲法学者の橋本基弘助教授の鑑定書が提出されていた。その意味では、最高裁が目的の範囲内との結論を下したことは、甲斐・浦部・山田各鑑定書の見解に添うものであり、評価したいと思う。

2 群馬司法書士会訴訟 最高裁判決

最高裁は、以下の理由で二審判決を支持し、上告を棄却した。すなわち、「原審の適法に確定したところによれば、本件拠出金は、被災した兵庫県司法書士会及び同会所属の司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく、被災者の相談活動等を行う同司法書士会ないしこれに従事する司法書士への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復に資することを目的とする趣旨のものであったというのである。司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行

うことを目的とするものであるが（司法書士法一四条二項）、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に含まれるというべきである。そして、三〇〇〇万円という本件拠出金の額については、それがやや多額にすぎるとはならないかという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付が被告告人の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない。したがって、兵庫県司法書士会に本件拠出金を寄付することは、被告告人の権利能力の範囲内にあるというべきである。

そうすると、被告告人は、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである。これを本件についてみると、被告告人がいわれる強制加入団体であること（同法一九条）を考慮しても、本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場

や思想信条の自由を害するものではなく、また、本件負担金の額も、登記申請事件一件につき、その平均報酬約二万一〇〇〇円の〇・二％強に当たる五〇円であり、これを三年間の範囲で徴収するというものであって、会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない。したがって、本件決議の効力は被告告人の会員である上告人らに対して及ぶものというべきである。」

「以上と同旨の原審の判断は、正当として認ずることができる。」

深澤武久裁判官の反対意見は、以下の通りである。

「被告告人は、司法書士になろうとする者に加入を強制するだけでなく、会員が司法書士の業務を継続する間は脱退の自由を有しない公的色彩の強い厳格な強制加入団体であり、「このように公的な性格を有する司法書士会は、株式会社等営利を目的とする法人とは法的性格を異にし、その目的の範囲も会の目的達成のために必要な範囲内で限定的に解釈されなければならない」として相応の社会的役割を果たすべきも

のであり、本件拠出金の寄付も相当と認められる範囲においてその権利能力の範囲内にあると考えられるが、「本件拠出金の寄付は、その額が過大であって強制加入団体の運営として著しく慎重さを欠き、会の財政的基盤を揺るがす危険を伴うもので、被告告人の目的の範囲を超えたものである。」とする。また、被告告人は、「強制加入団体であるから、多数決による決定に基づいて会員に要請する協力義務にも自ずから限界があるというべきである」とした上で、「本件拠出金の寄付は、被告告人について法が定める本来の目的（同法一四条二項）ではなく、友会の災害支援という間接的なものであるから、そのために会員に対して……厳しい不利益を伴う協力義務を課すことは、目的との間の均衡を失し、強制加入団体が多数決によって会員に要請できる協力義務の限界を超えた無効なものである。」とする。

横尾和子裁判官の反対意見は、以下の通りである。

「司法書士業務の改善進歩を図るために、被災した他の司法書士会又はその会員に見舞金を寄付することも、それが社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲内のものである限り、司法書士会の権利能力の範囲内にあるとみる

余地はある」が、「本件拠出金については、被災した司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てんや見舞金の趣旨、性格が色濃く残っていたものと評価せざるを得ない」とした上で、こうした「趣旨、性格を有する本件の三〇〇〇万円の寄付は、社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超えるものであるといわざるを得ず、それが被上告人の権利能力の範囲内にあるとみることはできないというべきである。」とする。

なお、二名の反対意見は、相当の寄付の範囲を超えるから目的の範囲外としたのであり、各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であるから目的の範囲外とする一審判決の論理を採っていない点は注意を要する。

3 判決の射程範囲

災害救援資金の寄付を、①阪神大震災の被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援し、これにより司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とする寄付で、その使途目的及び拠出方法の公的性格に着目するならば群馬司法書士会からの「公的支援金」ともいえる災害救援資金の寄付、②被災司法書士会・

司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付、③司法書士会・司法書士に限らない一般被災者の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補填や見舞金という趣旨の寄付と分類した場合、最高裁の法廷意見は①の場合についてのみ論じ、司法書士会の目的の範囲内とした。これに対し、二審判決は、①の場合のみならず、傍論である②③の場合も含めて、司法書士会の目的の範囲内としていた。確かに、レイシオ・デシデンダイの内容となるのは、本件事案の①の場合に関する判断であり、この点についての判断が示されれば、傍論である②③の場合の判断を論ずる必要はないといえる。最高裁の法廷意見は、②③の場合は判断しておらず、②③の場合を司法書士会の目的の範囲外とする趣旨ではない点は、注意を要するといえよう。この点、深澤裁判官の反対意見は、「被上告人も社会的組織として相応の社会的役割を果たすべきものであり、本件拠出金の寄付も相当と認められる範囲においてその権利能力の範囲内にある」と論じており、「社会的組織として相応の社会的役割」という表現からすれば、①の場合のみならず、②③の場合の寄付も横行するように読めるし、より明確に、横

尾裁判官の反対意見は、「被災した他の司法書士会又はその会員に見舞金を寄付することも、それが社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲内のものである限り、司法書士会の権利能力の範囲内にあるとみる余地はある」と論じていて、②の場合の寄付を行えることを明示している。もし、最高裁の法廷意見が、①の場合は司法書士会の目的の範囲内であるが、②③の場合は司法書士会の目的の範囲外と解していたならば、反対意見が後者は司法書士会の目的の範囲内であるかのような意見を展開していることから、明確に後者は司法書士会の目的の範囲外と論じたはずであり、こうした判示を明確にしないことは、最高裁の法廷意見が、二審判決と同様に①の場合のみならず、②③の場合も司法書士会の目的の範囲内と解していると推察される。

なお、最高裁の法廷意見に、本件拠出金は②でなく①である旨述べた部分があるが、横尾裁判官が、本件寄付を①でなく②の趣旨、性格が色濃く残っていたものと評価でき、三〇〇〇万円の寄付は「社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超えるもの」と反対意見を述べていることから、本件寄付の趣旨を①であると強調したに過ぎないとみるべきである。

4 寄付の金額の多寡と 法人の目的の範囲

最高裁判決は、「阪神・淡路大震災が

甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付が被上告人の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない。」と判示しており、二審判決の「寄付の金額についていえば、当該寄付が控訴人会の規模、予算等からしてあまりに巨額で、会その他の通常の業務運営が困難となる事態が予想されるような場合は、当該寄付については司法書士会の権利能力の範囲を超えるものとされることもあり得る」とする立場を前提にしている」と解される。そして、深澤裁判官の反対意見は、「その額が過大であって強制加入団体の運営として著しく慎重さを欠き、会の財政的基盤を揺るがす危険を伴うもの」と判示し、横尾裁判官の反対意見も、「社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超えるもの」と判示して、三〇〇〇万円という寄付の金額を理由に目的の範囲外と判断している。寄付の金額の多寡が「目的の範囲」を左右するとの法理論が、

法廷意見と反対意見の結論を左右する役割を担ったのであり、二人の反対意見の存在は、こうした法理論が場合によっては有効な機能を果たすことを証明しているものといえよう。

また、こうした法理論は、司法書士会の寄付の場合のみあてはまる理由はなく、会社の災害救援資金の寄付や政治献金の寄付の場合にも同様に当てはまるといえる。八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決をめぐって、松田二郎裁判官や大隅健一郎裁判官はその判決の中で、寄付の金額の多寡が権利能力の範囲を左右する立場を示唆していたが、「目的の範囲」を左右しないと解すべきであるとする鈴木竹雄教授の説（商事五三一号四頁以下）もあり、疑義があった。群馬司法書士会訴訟の最高裁判決は、寄付の金額の多寡が「目的の範囲」を左右する立場に立つことを明らかにした点で、その意義は大きいといえよう。

また、営利法人である会社に民法四三条が適用されるかという点に関し、「目的の範囲」は営利法人に関する限り無用の要件になっていると一般に指摘され、商法学者を中心に民法四三条の会社への適用を否定する説が有力であるが、少なくとも、寄付の金額の多寡が「目的の範囲」に影響を与えるとい

う限りでは、民法四三条が営利法人である会社に機能して結論を左右する可能性があることを、群馬司法書士会訴訟の最高裁判決は証明していると言え、営利法人への民法四三条適用否定論に一石を投じることになる。

5 構成員の思想・信条の 自由と災害救援資金の 寄付

一審判決と、二審判決・最高裁判決とを対比したとき、結論を大きく異にした点は、法人の災害救援資金の寄付は構成員の思想・信条の自由（憲法一九条）を侵害するかという点である。

一審判決は、災害救援資金の寄付は「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」としたのに対し、二審判決や最高裁判決は、会員に本件負担金を徴収しても会員の思想信条の自由を害するものではないとした。

南九州税理士会政治献金訴訟において、最高裁は、司法書士会と同じく公的な目的を有し強制加入団体である税理士会に関し、政治献金は、「選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるという

べきである。」とした上で、税理士会の目的の範囲外と判示していた（最判平成八年三月一九日民集五〇巻三三六頁五頁）。群馬司法書士会訴訟の一審判決は政治献金と災害救援資金の寄付を質的に同じとみて、南九州税理士会訴訟の最高裁判決と同じ論法を展開したのに対し、二審判決と最高裁判決は、政治献金と災害救援資金の寄付は質的に異なるとみて、南九州税理士会訴訟の最高裁判決の論法をとらなかつたのである。そうであるならば、災害救援資金の寄付と政治献金を質的に同じとして、会社の政治献金を肯定した八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の矛盾が浮かび上がるわけであり、構成員が自主的に決定すべき事柄である政治献金は会社の場合であつたとしても目的の範囲外とすべきであつたことを右二審判決と最高裁判決は証明したものである。群馬司法書士会訴訟最高裁判決は、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の判例変更への道をいみじくも開いたといつてよいのではなからうか。

（やまだ・そういち）